令和５年５月９日

保護者　各位

明照保育園　園長　津村　侑弥

【 重 要 】

保育園での新型コロナウイルスの対応について【５月９日版】

２類相当から５類へ移行

昨日（５月８日）から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが２類相当から５類に移行となりました。それを踏まえ、対応方針について更新をいたします。

【５類への移行に伴う主な変更点（県方針）】

① 基本的な感染対策について

・マスク着用：着用は個人の判断に委ねることが基本、一定の場合にはマスク着用を推奨
・換気、手洗い等の手指衛生：一律に求めることはしないが、引き続き有効
・「三密」の回避、人と人との距離の確保：一律に求めることはしないが、流行期において有効
（避けられない場合はマスク着用が有効）

② 新型コロナ患者の療養について

・５月８日から、感染症法に基づく外出自粛は求められません。
外出を控えるかどうかは、個人の判断になります。
・「濃厚接触者」の特定はしません。
・学校等での出席停止期間：発症日(０日)から５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで

③ イベント(行事)開催制限について

・開催制限は廃止、自主的な感染対策の取組を推奨

【保護者の皆様へのお願い】

① マスクの着用について

・**園児・保護者のマスク着用は個人・ご家庭のご判断にお任せします。**
・**職員の着用についても任意とし、一律の対応はいたしません。**

※感染症の発生状況により、一定期間マスクの着用を求める場合があります。
※（厚生労働省の通知）マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。

② 感染リスクについて

・最善となるよう対策に努めてまいりますが、子どもと大人、子ども同士の濃厚接触が生活の基本となる園で、感染症を完全に予防することは困難であること、感染リスクが高い場であることをご理解ください。
・感染症（欠席児）の状況は、玄関（風除室）の感染症ボードでお知らせしておりますので、保育利用や行事への参加については、状況に応じて保護者の方がご判断ください。

③ 感染が疑われる場合について

・風邪症状等がある場合は、下記の秋田県が発信する対応方法をご確認ください。
・園児の場合は、**医療機関の受診が原則**となります。かかりつけ医にご相談ください。

④ 県外との往来について（現在、県方針として移動の制限等はありません。）

・園児、その家族の往来後、体調に異変を感じる場合は登園を控えて下さい。

⑤ 引き続きのお願い

・37.5 度以上の熱の場合は、登園・来園（送迎時含む）をご遠慮ください。

※24 時間以内に 37.5℃以上の熱が出ていた場合も登園を控えてください。

・<u>発熱がなくても、咳・鼻水等の症状（いつもと違う様子）が見られる場合は登園を控え、早めに受診してください。</u>

・園内に入る際は、キエルキン(弱酸性次亜塩素酸水)での手指消毒を行うようにしてください。

【秋田県による通知】

新型コロナウイルス感染症対策

引き続き基本的な感染対策が有効です

手洗い 換気 マスクの着用

※個人の判断が基本です。

5月8日(月)から感染症法上の分類が「5類感染症」に変更されます

陽性者の登録や入院勧告、就業制限、外出自粛要請がなくなります。
しかし、新型コロナウイルスが消えたわけではありません。高齢者や基礎疾患のある方など重症化しやすい方への感染を防ぐため、引き続き、場面に応じた感染対策や感染した場合の療養についてご協力をお願いします。

秋田県における5類移行の変更ポイント

5月8日以降も継続するもの（当面9月末まで）

- **総合案内窓口**：受診相談や陽性判明後の体調急変時の相談を受け付け
- **宿泊療養施設**：※隔離目的の入所は終了 ※食事代などの入所者負担あり

5月7日で終了するもの

- 自宅療養中の支援（食料品などの配送（パルスオキシメーターの貸出））
- 検査キットの配布
- 陽性者登録センター

5月8日以降の受診などの流れ

発熱などの症状あり

- 症状がつらいときなど → **外来を受診**
  - ◎幅広い医療機関で対応
  - ◎診察の際は必ず事前に連絡を
  - 詳しくはこちら▶
  - 陽性反応が出た場合
    - 医師が入院と判断 → 入院
    - 医師が必要と認めた65歳以上の方 → 宿泊療養
    - 医師が自宅療養と判断 → 自宅療養（または施設内療養）
- 基礎疾患のない方など → **自己検査**
  - ◎検査キット購入 事前に準備してください
  - ◎薬局などで検査 事前に連絡してください
  - 抗原定性検査キットの購入やPCR 検査が受けられる薬局などはこちら▶
  - 陽性反応が出た場合 → 自宅療養（または施設内療養）
- 受診先にお困りのときなど → 総合案内窓口

自宅療養（または施設内療養）→ 体調が悪化した場合 → 総合案内窓口

5月8日以降に感染した場合の外出は…　法律に基づく外出自粛は求められませんが、判断する際の参考にしてください。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
症状が現れた日	症状が現れた日から5日間、かつ、症状軽快後24時間が経過するまで					感染後10日が経過するまで、マスクを着用したり、重症化リスクのある方への接触を控えるなどの配慮を				

医療費について

自己負担が基本です

ただし、以下の場合は公費支援があります。（当面９月末まで）

- ◎高額なコロナ治療薬は自己負担なし
- ◎入院時の高額療養費制度の自己負担限度額から２万円を減額

新型コロナワクチン接種について

令和5年度も自己負担なしです

ワクチン接種についてはこちら▶

- **高齢者など重症化リスクの高い方や医療従事者など**：◎春夏(5-8月)と秋冬(9-12月)の2回の接種が実施されます。
- **その他の5歳以上の方**：◎秋冬(9-12月)に1回の接種が実施されます。

※ワクチン接種は強制ではありませんが、重症化リスクの高い方は、年2回の接種をご検討ください。接種を受けていない人を差別することのないようお願いします。

発熱時の受診相談や、陽性判明後の体調急変時の相談などにご活用ください。

総合案内窓口（24 時間受付）	LINE 相談（24 時間対応）	自動音声案内（24 時間対応）
8時～17時 ☎018-895-9176 17時～翌8時 ☎018-866-7050 質問の内容に応じた案内があります。症状によっては、医師または看護師が対応します。	LINE公式アカウント「秋田県ー新型コロナ対策パーソナルサポート」 必要な情報が LINE で受け取れます。	☎0570-011-567 ナビダイヤルで知りたい情報の番号を選択すると、関連するウェブサイトのURLが携帯電話にSMS(ショートメッセージ)で届きます。 ※固定電話では利用できません。

秋田県

詳しくはこちら 秋田県新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト

○救急医療機関や救急車の適正な利用をお願いします。

©2015秋田県 んだッチ